

4. 試験

(1) 定期試験

各科目終講後に行います（年4回）。時間割は約1ヶ月前にHUS-UNIPAの掲示機能で発表します。

(2) 臨時試験

各科目の開講期間中に、科目担当者が行う試験です。実施要領については授業中に説明があります。

(3) 追試験

定期試験を欠席した者で、「[追試験請願申請フォーム](#)」を提出し、認められた者に対して行う試験です。成績評価の基準は定期試験と同様です。

追試験が認められるのは以下の場合です。

- ①特別欠席（忌引）によるもの（法事は除く）
- ②学校保健安全法施行規則第19条に基づく出席停止によるもの
- ③交通機関の遅延
- ④天災事変その他やむを得ない事由

該当する場合は、試験期間終了後の翌日（※土・日・祝日を除く）の15時までに欠席の事由を証明する書類（①会葬礼状、②診断書、③遅延証明書）を添付し、「[追試験請願申請フォーム](#)」を教務課に提出してください（宛先：kyomu@hus.ac.jp）。薬学部学生支援委員会の審査で認められた場合、追試験が実施されます。

「追試験願」の提出がない場合、または追試験が許可されない場合は、当該科目はD（不可）となります。

(4) 再試験

定期試験または追試験終了時の成績評価がD（不可）となった者に対して当該年度内に行う試験です。休学許可日までに授業の出席基準を満たしている科目については休学中の受験も認められます。

再試験を希望する者は、申し込み期日までに再試験受験の手続きを証明書自動発行機にて行います。試験料は1科目につき1,000円です。受験料を支払わなければ、成績評価されません。

なお、再試験の追試験・再試験はありません。再試験を欠席した場合は、理由の如何に関わらず当該科目の成績はD（不可）になります。2024年以降の入学生はシラバスに再試験受験の要件が記載されていますので、確認してください。

(5) 仮進級試験（2023年度以前入学生）

前学年次までの成績評価がD（不可）となった授業科目について行う試験です。必ず指定された事前学習に取り組んだ上で受験してください。

定められた期間内に証明書自動発行機にて申し込みます。試験料は1科目につき1,000円です。受験料を支払わなければ、成績評価されません。

なお、仮進級試験の追試験・再試験はありません。仮進級試験を欠席した場合は、理由の如何に関わらず当該科目の成績はD（不可）になります。

(6) その他の試験

- ・ プレイスメントテスト 1年生の入学時に実施します。今後、大学の授業を進めていく上で、基礎学力を確認するためのものです。試験の結果は、成績評価には用いません。
- ・ 科目別実力テスト 1～3年の年度末または2～4年の年度初めに、修了した1年間の学習到達度をはかるためのものです。到達度の不十分な科目・分野を明らかにして、早目に対策をすることが重要となります。必ず受験し、以降の学習に役立ててください。なお、2年次前期に開講する「薬学基礎演習Ⅰ」及び3年次前期に開講する「薬学基礎演習Ⅱ」は、科目別実力テストの成績評価により、履修を指導された学生は受講しなければなりません（2. 履修登録の方法参照）。

（7）試験における留意点

- ・ 試験場へは定刻までに定められた試験室に入室し、指示された場所に着席すること。
- ・ 学生証はケース等から出し、写真の部分を上にして机の上に提示すること
- ・ 次のものの以外は、机の上あるいは中に置かないこと。
学生証（ケース等から出しておくこと）、筆記用具（ペンケースから出しておくこと）、時計（時計機能のみを有するもの）、指定された持込用具や持込資料、眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）
上記以外のものの使用を希望する者は、試験開始前に監督者に許可を受けること。
- ・ カバン、コート等の手荷物は隣の座席の上あるいは自分の座席の下に置くこと。
- ・ 試験中、用具（鉛筆、消しゴム、定規等）の貸借行為は認めない。やむを得ない場合は、監督者の許可を受けなければならない。
- ・ ノート・参考書等の参照が許されている場合には、必ず自分のものを使用すること。貸借は不正行為とみなす。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、電源を切った上でかばん等にしまい、身に付けたり、使用したりしないこと。
- ・ 遅刻した場合、当該試験時間の1/2を経過していない時刻であれば入室を許可する。途中退室は当該試験時間の1/2を経過した後から試験終了時刻の5分前であれば許可する。
- ・ 机面が悪い等の理由により、下敷きを使用したいときは、監督者の許可を受けること。
- ・ 試験中、質問がある場合は挙手すること。
- ・ 答案は、監督者の指示に従って提出すること。
- ・ 答案提出後に退室した者は、監督者が退室するまで入室することを禁ずる。
- ・ 試験中の次の行為は不正行為とみなし、これを禁止する。
 - ① 身分を偽って受験すること。
 - ② 机、筆記用具、学生証等を書き込みをすること、又はカンニングペーパー等を携帯すること。
 - ③ 許可されていない資料（本、ノート、辞書等）を見ること。
 - ④ 他人の答案を見ること、又は自分の答案を見せること。
 - ⑤ 私語をすること。
- ・ 試験では、学生証により本人であることを確認します。万が一、学生証を忘れた場合は、申し出により教務課で「入室許可証」を発行します。
- ・ 試験での不正行為は、当該科目が失格となり、60日以上が無期停学処分となります。